

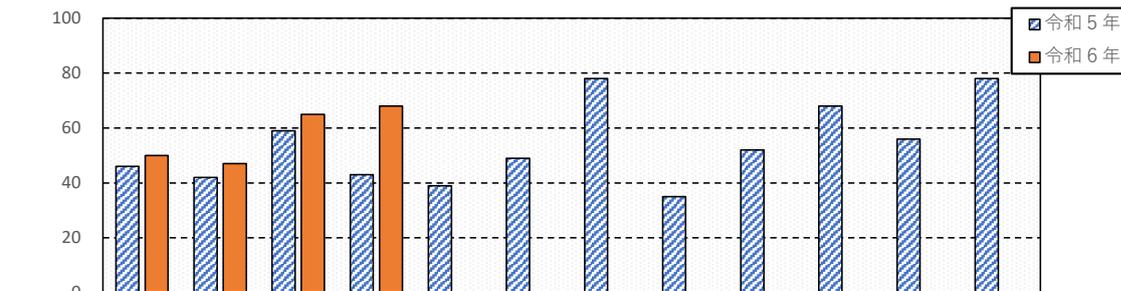
小牧市内 人身交通事故発生状況

(令和6年 4 月末確定数)

1 令和6年 4 月末現在の人身交通事故

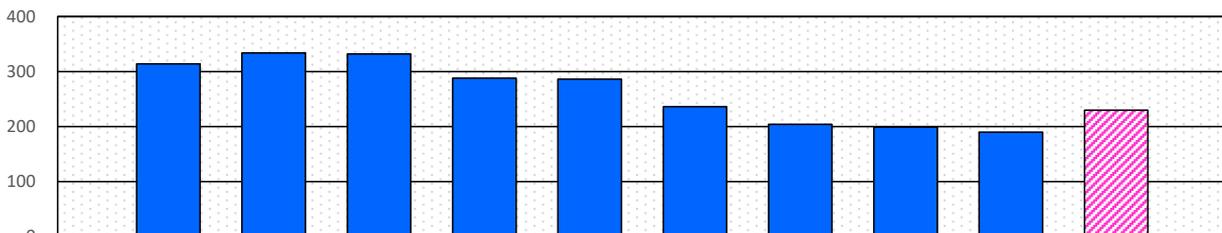
区分	愛知県内			小牧市内		
	発生数	増減数	増減率	発生数	増減数	増減率
人身事故件数	7,753	-10	-0.1	194	24	14.1
死者数	48	0	0.0	0	0	-
負傷者数	9,200	78	0.9	230	40	21.1
物損事故件数	70,433	2,956	4.4	1,724	-50	-2.8

2 月別死傷者数



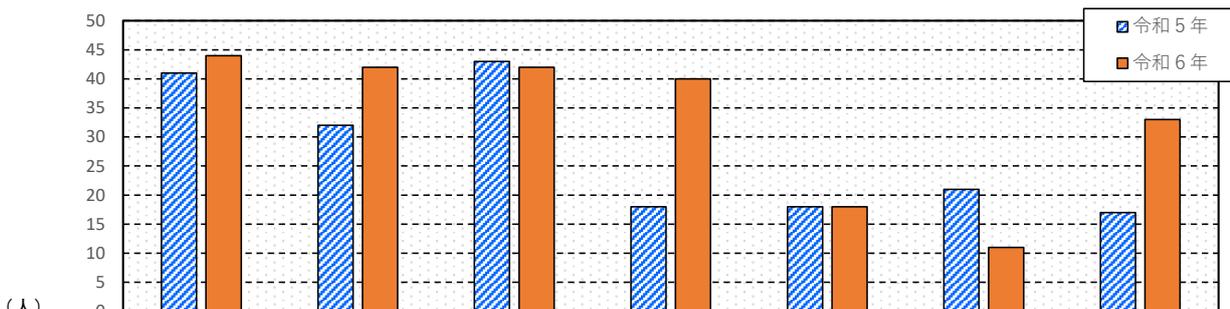
年 / 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和5年	46	42	59	43	39	49	78	35	52	68	56	78	645
令和6年	50	47	65	68									230
増減数	4	5	6	25									40
増減率	8.7	11.9	10.2	58.1									21.1

3 死傷者数の年別推移



4 月末	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死傷者数	314	334	332	288	286	236	204	199	190	230

4 交番区別死傷者数

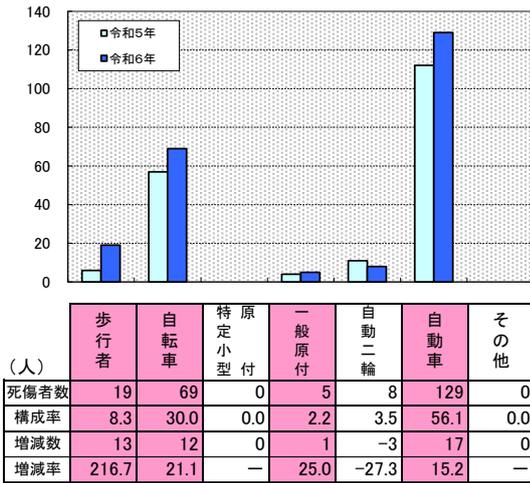


交番名	小牧交番	岩崎交番	三ツ渚交番	小針交番	東田中交番	桃花台交番	応時交番
令和5年	41	32	43	18	18	21	17
令和6年	44	42	42	40	18	11	33
昨年比	3	10	-1	22	0	-10	16

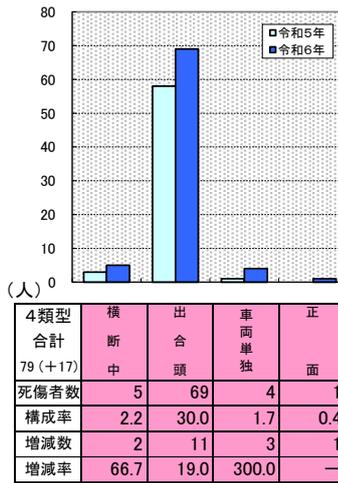
注:各表は、高速道路等の発生を除く。
表3の令和元年の数値は、平成31年のものを含む。

5 人身事故の特徴

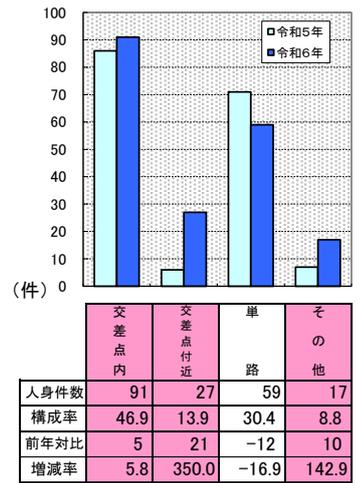
(1) 当事者別



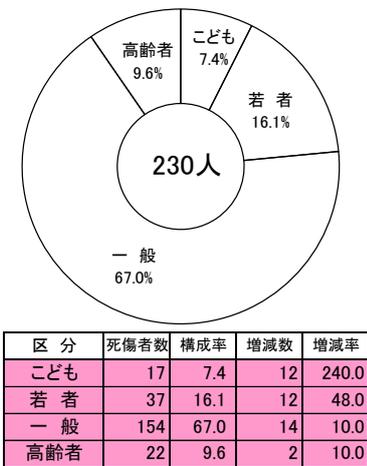
(2) 主な事故類型別



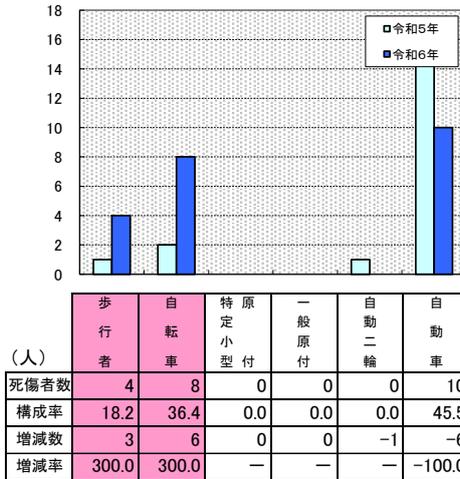
(3) 道路形状別



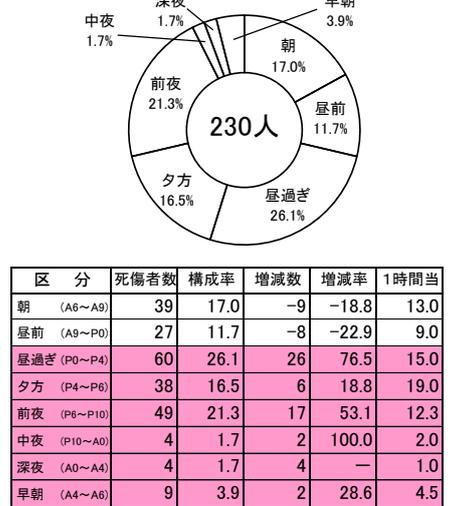
(4) 年齢層別



(4)-1 うち高齢者当事者別



(5) 時間帯別



(6) 法令違反別(第1原因)

区 分	件数	構成率	増減数	増減率	
総 数	194	100.0	20	11.5	
計	184	94.8	25	15.7	
一般原付以上	小 計	23	11.9	18	360.0
	重点5態様				
	信号無視	7	3.6	4	133.3
	最高速度	0	0.0	0	-
	歩行者妨害等	4	2.1	3	300.0
	一時不停止	12	6.2	11	1100.0
	酒 酔 い	0	0.0	0	-
前方等	154	79.4	2	1.3	
その他	7	3.6	5	250.0	
特定小型付	計	0	2.6	0	-
	信号無視	0	0.0	0	-
	一時不停止	0	1.0	0	-
	その他	0	1.5	0	-
自転車	計	5	2.6	-4	-44.4
	信号無視	0	0.0	-1	-100.0
	一時不停止	2	1.0	1	100.0
その他	3	1.5	-4	-57.1	
歩行者等	計	0	0.0	-4	-100.0
	信号無視	0	0.0	0	-
	横断等	0	0.0	0	-
	その他	0	0.0	0	-
その他・不明	5	2.6	3	150.0	



自転車はルールを守って安全運転!

自転車五則 安全利用を守りましょう!

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**
自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。歩道の区別がない場合は歩行者を優先して通行してください。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
信号・一時停止は必ず守り、進路の安全確認ができません。また、横断歩道は安全確認が完了してから進みます。
- 3 夜間はライトを点灯**
道路、歩道でも、前方の安全確認ができません。また、横断歩道は安全確認が完了してから進みます。
- 4 飲酒運転は禁止**
自転車も、自転車の運転の妨げ、お酒を飲んだら安全確認ができません。飲酒運転は禁止です。
- 5 ヘルメットを着用**
自転車ヘルメットは、交通事故に際しての脳損傷を軽減します。子どもが大人と一緒に自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用してください。

絶対にやめましょう!「ながらスマホ」
自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の操作を繰り返すと、視野が狭まり、前方の危険を察知できなくなります。事故の原因になる可能性があります。中には、車道の歩行者が気づかずに歩行者も発生しています。自転車運転中に「ながらスマホ」は、安全な運転になりません。自転車や歩行者などに対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながる可能性があります。絶対にやめましょう。

自転車運転者講習制度
自転車運転中に、交通の妨げを及ぼすおそれのある一定の違反(以下「講習対象違反」といいます。)*を犯して行った者が講習制度の対象となります。(*信号無視、横断歩道一時不停止、歩道上進、歩道通行)